（その１）

受付
第
28.5.19
滋賀県
選挙管理委員会

6/1 (火)

収　支　報　告　書

平成　27　年分
（平成　年　月　日開催分）

（ふりがな）
1　政治団体の名称
じゆうみんしゅとうしがけんさんぎいんせんきょくだいにしぶ
自由民主党滋賀県参議院選挙区第二支部

2　主たる事務所の所在地
滋賀県大津市中央区三丁目２－１　セザール大津森田ビル１階

3　代表者の氏名
小鑓　隆史

4　会計責任者の氏名
清水　克実

事務担当者の氏名
岸　泰裕
（電話）090-7209-4840
（電話）
（電話）

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☑ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ■ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
- ■ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
- ■ 無

公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ■ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名　小鑓　隆史
公職の種類　参議院議員（候補者等）

資金管理団体の指定の期間

平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成 27 年 11 月 13 日から
平成 27 年 12 月 31 日まで

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額 ……	1,000,000円
（前年からの繰越額） ……	0
（本年の収入額） ……	1,000,000
支　出　総　額 ……	391,304
翌　年　へ　の　繰　越　額 ……	608,696

２　収入項目別金額の内訳

（１）個人の負担する党費又は会費	
金　額 ……	0円
員　数 ……	0人

（２）寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ア)　個人からの寄附	0円	
（うち特定寄附）	0	
(イ)　法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ)　政治団体からの寄附	0	
小　計　(ア)＋(イ)＋(ウ)	0	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア＋イ）	0	

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
交付金を供与した本部又は支部の名称	金　　額	年月日	主たる事務所の所在地	備　考
自由民主党滋賀県支部連合会	1,000,000円	H27.12.11	滋賀県大津市京町三丁目4-32第14森田ビル	
この頁の小計	1,000,000			
合　　計	1,000,000			

（その１３）

３　支出項目別金額の内訳

（１）支出の総括表		
項　　目	金　　額	備　　考
１　経　常　経　費	円	
（１）　人　件　費		
（２）　光　熱　水　費		
（３）　備　品　・　消　耗　品　費		
（４）　事　務　所　費	193,244	
小　計	193,244	
２　政　治　活　動　費		
（１）　組　織　活　動　費	198,060	
（２）　選　挙　関　係　費		
（３）　機関紙誌の発行その他の事業費	0	
ア　機関紙誌の発行事業費		
イ　宣　伝　事　業　費		
ウ　政治資金パーティー開催事業費		
エ　そ　の　他　の　事　業　費		
（４）　調　査　研　究　費		
（５）　寄　附　・　交　付　金		
（６）　そ　の　他　の　経　費		
小　計	198,060	
合　計	391,304	

（その１４）

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
事務所賃借料	164,160円	H28.12.22	森田ビル通商（株）	滋賀県大津市京町三丁目4-32	
事務用品費	19,602	H27.12.8	キタムラ印判店	滋賀県大津市京町三丁目4-12	
この頁の小計	183,762				
その他の支出	9,482				
合計	193,244				

（その１５）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費	（ 交通費 ）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
出張	12,180円	H27.12.18	東海旅客鉄道（株）	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 ＪＲセントラルタワーズ	
出張	10,680	H27.12.21	東海旅客鉄道（株）	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 ＪＲセントラルタワーズ	
レンタカー代	34,560	H27.12.22	（株）京滋マツダ	京都府京都市南区吉祥院向田西町1番地	
出張	11,480	H27.12.25	東海旅客鉄道（株）	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 ＪＲセントラルタワーズ	
出張	12,180	H27.12.27	東海旅客鉄道（株）	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 ＪＲセントラルタワーズ	
出張	22,800	H27.12.7	草津第一ホテル	滋賀県草津市若竹町5番5号	
出張	21,360	H27.12.7	一般財団法人守山野洲市民交流プラザ	滋賀県守山市浮気町300-24	
出張	15,600	H27.11.21	ひこねステーションホテル	滋賀県彦根市古沢町677番地	
この頁の小計	140,840				
その他の支出	40,220				
合計	181,060				

（その１５）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費	（ 交際費 ）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	円				
この頁の小計	0				
その他の支出	17,000				
合計	17,000				

（その１７）

資　産　等　の　状　況

１　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	■	
イ　建物	□	■	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	■	
エ　取得の価格が100万円を超える動産	□	■	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	■	
カ　金銭信託	□	■	
キ　有価証券	□	■	
ク　出資による権利	□	■	
ケ　貸付先ごとの残額が100万円を超える貸付金	□	■	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	■	
サ　取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	■	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	■	

（その２０）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

１　領収書等の写し

２　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

３　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 28 年 5 月 19 日

政治団体の名称 自由民主党滋賀県参議院選挙区第二支部

会計責任者の氏名 清水　克実

（備考）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

平成２８年４月１３日

自由民主党滋賀県参議院選挙区第二支部
代表　小　鑓　隆　史　殿

登録政治資金監査人　戸次誠左武　印
登録番号　２８７０号
研修修了年月日　平成２１年７月１０日

1、監査の概要

(1)　私は、政治資金規正法（以下「法」という）第１９条の１３第１項の規定に基づき、自由民主党滋賀県参議院選挙区第二支部の平成２７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2)　この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3)　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4)　この政治資金監査は自由民主党滋賀県参議院選挙区第二支部の主たる事務所において行った。

2、監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1)　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿及び領収書等が保存されていた。

(2)　法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3)　法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4)　法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3、業務制限

自由民主党滋賀県参議院選挙区第二支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、自由民主党滋賀県参議院選挙区第二支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以上